

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(諏訪広域連合版)

令和3年5月10日現在

No.	サービス名	質問項目	質問内容	回答
1	全サービス共通	ハラスメント対策の強化	全サービスにハラスメント対策を求めているが、運営規定等に措置等の記載は必要か。	必須ではありません。
2	居宅介護支援	通減制について	ICTの活用の考えられる具体的な活用事例について教えてください。 ・機器の名称:EX タブレット等。 ・機器の活用内容:EX タブレットによる記録入力、音声入力支援システム	ICTの活用として、以下が例示されています。 ・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリを備えたスマホ ・訪問記録を随時記載できる機能のソフトを組み込んだタブレット なお、単にメールやFAXを使用している等ではICTの活用とは認められません。 (介護保険最新情報Vol.952(Q&Aその3)問115を参照)
3	居宅介護支援	通減制について	事務職員の配置について。 ・常勤でなければいけないか。 ・兼務でも良いか。 ・業務の範囲等(ケアマネとの業務の線引き)。	事務職員の配置については、以下の通りです。 ・常勤・非常勤の別を問わない ・介護支援専門員1人(常勤加算)あたり、1月24時間以上の勤務が必要 ・同一法人内の併設事業所等の事務職員との兼務も可能 ・事業所の介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とされているため、同事業所内の介護支援専門員との兼務は認められない。 (介護保険最新情報Vol.934、952(Q&Aその3)問116を参照)
4	居宅介護支援	通減制について	通減制の適用を40件以上から45件以上にする届け出の方法について教えてください。 ・届け出方法。 ・届け出時期(期限)。	以下の書類を添付し、提出期日までに届出をしてください。 ・体制等状況一覧表(「情報通信機器等の活用等の体制」を「あり」として) ・体制に関する届出書 ・別紙10-5 ・勤務表(令和3年4月分)※事務職員の配置による場合のみ
5	居宅介護支援	特定事業所加算	特定事業所加算の取得について事務員が配置となる場合、担当利用者の欄は40以上が「有」でもよいか	事務職員が配置されている場合、「居宅介護支援費」はⅡとなるため、45件以上となっていないことが要件となります。
6	居宅介護支援	特定事業所加算	加算区分に変更がない場合であっても、加算要件を満たす全ての書類(事例検討会の記録、定期会議等)を提出する必要があるということか。	加算区分に変更がない場合には、以下の書類のみ提出してください。 ・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表 ・(別紙10-3) ・新たな要件に係る書類
7	居宅介護支援	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合	新たな契約時の説明の項目について、「前6か月で作成された居宅介護サービス計画」とは新規作成や見直しなどケアプランを変更した数という意味になるのか?それとも集中減算の計算と同じように稼働しているプラン数を指すのか?	前6か月については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。 ①前期(3月1日から8月末日) ②後期(9月1日から2月末日) (介護保険最新情報Vol.952(Q&Aその3)問111~112を参照)
8	居宅介護支援	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合	特定事業所集中減算の計算の際、「通所介護」の中に「地域密着型通所介護」を含めて計算しても良いとされているが、上記の説明は、別にして計算しなければならないのか。	本内容については、「通所介護」と「地域密着型通所介護」を別に計算してください。 (介護保険最新情報Vol.952(Q&Aその3)問111~112を参照)
9	居宅介護支援	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合	①公正中立の確保から利用者に前6か月間作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合、前6か月に作成したケアプランにおける同様のサービスの同一事業者によって提供されたものの割合を説明するとあるが、毎月説明するのか。 ②説明方法としてどのような方法を想定しているのか。 ③運営規定の変更は必要か。	①新規契約時にのみ説明が必要です。なお、令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のプランの見直し時に説明・同意(利用者から署名)を得る必要があります。 令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えありません。 ②説明方法については、重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。 ③必ずしも運営規定を変更する必要はありません。 (介護保険最新情報vol.952(Q&Aその3)を参照)
10	居宅介護支援	通信機器等の活用等の体制について	現在訪問記録を随時記載できる機能を組み込んだタブレット端末を導入予定だが、すでに導入されていないと『なし』になるのか。	令和3年4月より本体制を適用する場合、4月1日時点で導入されていることが必要となります。

No.	サービス名	質問項目	質問内容	回答
11	居宅介護支援	LIFEへの登録	LIFEへの登録は全サービス共通になっているが、居宅の届出書には記載がない。登録は必要なのかい。	3/23、体制等状況一覧表をLIFEへの登録に対応するよう変更しました。 ご確認いただき、期日までに提出してください。
12	居宅介護支援	電磁気的記録による保存	利用者が署名・押印した書類を写真に撮影してPCに保存することも可能か。	可能です。
13	居宅介護支援	署名・押印を求めないことについて	押印を求めないことも可能な書類としてどのようなものを想定しているのか。	現時点では、運営規定や重要事項説明書等を想定していません。
14	居宅介護支援	通院時情報連携加算について	診察時に同席をして居宅サービス計画に記録した場合とあるが、支援経過記録への記載で良いのか。	貴見のとおりです。 (介護保険最新情報vol.934を参照)
15	小規模多機能型居宅介護	認知症加算	体制等状況一覧表について、「認知症加算」ないのですが、今回の改定で廃止になったのでしょうか。	令和3年度も算定可能な加算です。 なお、届出不要の加算であるため、体制等状況一覧表からは削除しました。
16	小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の添付書類は何が必要か。 記載については(別紙12-5)は以前どおりの4月から2月までの平均の常勤換算数値で、勤務表は3月分の勤務体制でよろしいでしょうか。	添付が必要となるのは、以下となります。 ・別紙12-5 ・別紙12-ア～エ(算定区分により1つを選択) ・別紙12-①～③(算定区分により1つを選択) ・介護福祉士等の資格者証の写し(勤続年数に係る書類は添付不要)  別紙12-5については、別紙12-ア～エの記載内容と一致することを確認してください。また、前年度の実績が6か月未満であれば令和3年1月～3月、6か月以上であれば令和2年4月～令和3年2月の人数(常勤換算)の平均値を使用してください。 勤務表は、令和3年2月分(別紙12-ア～エの数値が確認できる書式のもの)を提出してください。
17	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算の人員配置について、複数名の勤務によりサービス提供時間に達していればよいのか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロについては、運営基準上配置を求めている機能訓練指導員に加えて、さらに専従で1名以上配置することが求められます。 配置については、「サービス提供時間帯を通じて配置」であることから、複数名により、サービス提供時間帯を通して途切れずに配置がされている場合には算定可能です。
18	地域密着型通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅱ)の算定についてケアマネジャーからの計画で決まるという判断でよいのか	算定にあたっては入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件を満たすことが必要です。 従って、介護支援専門員のケアプランによる判断ではなく、医師等(介護支援専門員含む)との連携の下で、通所介護事業所が主体として入浴計画の作成、入浴介助等に取り組む必要があります。 なお、算定要件については解釈通知を確認してください。
19	地域密着型通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算について、利用者ごとに加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できるか。算定できる場合には、どのように届出をすればよいのか。	利用者毎にそれぞれの区分を算定することができる(併算定は不可)。 届出については、上位区分である加算Ⅱに関する届出を提出してください。
20	地域密着型通所介護	ADL等維持加算	前年度が、今回の基準の総数10人以上の評価ができていれば加算を算定することができますか。	提出期日までに、以下の事項に対応することで令和3年度当初より算定が可能です。 ・「ADL維持等加算[申出]の有無」欄を「あり」として届出を行う ・令和3年4月末日までにLIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行う なお、算定要件における解釈等については各種通知を確認してください。 (介護保険最新情報Vol.952(Q&Aその3)問34～43を参照)
21	地域密着型通所介護	ADL等維持加算	別紙19の項目に、廃止されら「重度者の割合」が残っているが、引き続き算定要件としてあるのか。	別紙19は、「ADL維持等加算Ⅲ」(旧ADL維持等加算Ⅰの経過措置による加算)を算定する事業所のみ提出が必要な様式となります。 加算Ⅰ・Ⅱについては新たな算定要件となっているため、重度者の割合は廃止されています。
22	地域密着型通所介護	3%加算及び規模区分の特例	総合事業の体制等状況一覧表には、3%加算の項目がないが、総合事業は適用でないということなのか。	総合事業(第一号通所事業)には、当該加算は設けられていないため算定できません。 (介護保険最新情報Vol.941(Q&Aその1)問15を参照)
23	地域密着型通所介護	3%加算及び規模区分の特例	「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式」の提出は、4月1日までに広域へメールに添付で良いでしょうか。	諏訪広域への提出期日は、4月15日(木)までとなります。 なお、提出にあたってはメール、郵送も可能となりますが、期日必着をお願いします。 (諏訪広域連合通知を参照)

No.	サービス名	質問項目	質問内容	回答
24	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算	体制等状況一覧表に「個別機能訓練加算Ⅱ」の記載がないが、どのように算定すればよいか。	「個別機能訓練加算Ⅱ」は、「個別機能訓練加算Ⅰ」に加えてLIFEを活用していることを要件として、加算Ⅰに上乗せして算定する加算です。 算定にあたっては、加算Ⅰを算定していることを前提に、「LIFEへの登録」欄を「あり」として届出をしたうえで、加算Ⅱの要件に合致していれば請求可能となります。
25	認知症対応型共同生活介護	外部評価について	①「運営推進会議における評価」を選択した場合は、運営推進会議を3か月に1回でなく2か月に1回開催しなければならないのか。 ②「外部の評価が運営推進会議における評価のいずれかの評価を受けて公表」だが、「いずれか」ということは、5年以上連続して「運営推進会議での公表」をしていれば2年に1回の特例対象となるのか。 ③年度毎に外部評価の方法を変更してもよいのか。 ④自己評価表の基準は「運営推進会議」「外部評価機関」とも同じものなのか。	①3か月に1回で構いません。 ②運営推進会議による評価では、「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」の特例に関する要件の継続年数に算入することはできません。 ③変更することが可能です。 ④今後、国通知等により示される予定となります。 (介護保険最新情報Vol.953(Q&Aその4)問25～27を参照)
26	認知症対応型共同生活介護	栄養管理体制加算	届出様式で、認知症対応型共同生活介護では「栄養管理体制加算」の項目がないように思うがいかがでしょうか。	届出不要の加算となるため、様式には記載されておりません。 なお、算定に当たっては必ず要件を満たすことを確認したうえで算定してください。
27	認知症対応型共同生活介護	口腔・栄養スクリーニング加算	「口腔・栄養スクリーニング加算」は認知症対応型共同生活介護ではとれるのか。	算定可能です。なお、届出不要の加算となります。
28	認知症対応型共同生活介護	既存の加算について	看取り加算など以前からあるもので内容が変わるものについて再度の提出は必要か。	既存の加算であっても、今回の改定で変更となっているものは届出が必要です。 なお、提出が必要な加算については諏訪広域連合通知を確認してください。
29	認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算	算定要件の勤続年数7年以上というのは同一法人内の別事業所ということでしょうか？前職の経験年数も含めてとらえても良いのか。	同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 (介護保険最新情報vol.934を参照)
30	認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算	常勤職員75%以上の計算の仕方は、グループホーム内の短時間パートを含めた全人数÷常勤数でよいのか。	【介護職員のうち常勤の者の総数(常勤換算)】÷【介護職員の総数(常勤換算)】で算出した割合となります。 (届出様式 別紙12を参照)
31	認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算	常勤換算の方法は、以前からQ&A等で示されている方法で変わりないか。	以前からの算出方法より変更ありません。
32	全サービス共通	科学的介護連携加算	LIFEへ入力する必須項目の「認知症の診断日」について、主治医の意見書等においても不明となっている場合はどのように入力すればよいか。	詳細な日付が不明の場合、基準日が設定できる場合には設定する(例:月のみ判明している場合には1日とする)など、事業所で任意の日付を入力してよいとのこと。なお、入力にあたっては事業所全体で統一の基準とすること。 ※厚労省へ確認済み
33	通所型サービス共通	3%加算及び規模区分の特例	R3.4月より3%加算を適用した場合、 ①利用延人員数の減少を確認する月は何月か。 ②利用延人員数の減少の比較対象となる人数は、各月ごとに変動するのか。 ③取り下げの届出の提出期日はいつまでか。	R3.4月より3%加算を適用した場合には、 ①2月～4月までの各月の利用延人員数を確認し、5%以上減少していた場合には4月～6月までの各月において算定可能となる。 ②比較対象となる人数は、加算適用の申請届出を行った際の算定基礎から変更しない。例えば、「R2.2月の利用延人員数」を算定基礎とした場合には、R3.2月～4月の各月において「R2.2月の利用延人員数」と比較する(延長の場合も同様) ③取り下げの届出の提出期日は以下のとおり。 ・R3.5月より算定不可となる場合→R3.5月14日(金)まで ・R3.6月以降の月より算定不可となる場合→算定不可となる月の前月の15日(土日祝の場合は前開庁日)まで (令和3年3月16日通知(老認発0316第4号、老老発0316第3号)を参照)